

年内に家屋（新家屋）が完成し、買収契約した家屋（旧家屋）の取り壊しが年明けになると、新旧両方の家屋に固定資産税が課税されます。

固定資産税は1月1日現在での取扱になりますので、家屋の完成時期と買収家屋の取り壊し時期にご注意ください。

○お問い合わせ 税務G（内線251）

（町民税務課）

■土地・家屋の届出について

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失（取り壊し）や増築・改築、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合には、町民税務課まで届出ください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記を済ませている場合には、届出をする必要はありません。

○お問い合わせ 下館年金事務所

（0296-250811）

■国民年金保険料控除証明書の送付について

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類等を添付することが義務付けられています。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書（ハガキ）が、日本年金機構から11月上旬に順次送付されています。年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となります。

■農業所得を申告されるみなさんへ

農業所得については、収入の大小にかかわらず、すべて収支計算によって申告者ご自身で計算していただことになります。

販売を行わず、家事消費のみでも同様ですのでご注意ください。

また、道の駅「ごか」農作物

ごかの お知らせ

(No.425)

○堤防強化事業での移転者のみなさんへ

年内に家屋（新家屋）が完成し、買収契約した家屋（旧家屋）の取り壊しが年明けになると、新旧両方の家屋に固定資産税が課税されます。

固定資産税は1月1日現在での取扱になりますので、家屋の完成時期と買収家屋の取り壊し時期にご注意ください。

○お問い合わせ 税務G（内線251）

■國民年金保険料控除証明書の送付について

（町民税務課）

※直近（約2週間程度）に県税を納めた場合は、その領収書をご持参ください。

○お問い合わせ 茨城県筑西県税事務所境支所

（☎(87)1120）

■福受給者の資格に変更があつたら

（町民税務課）

福受給者の方が加入する健康保険や住所・氏名に変更がありました。該当する方は、町民税務課に届出してください。健康保険が変更となつた方は変更後の保険証をご持参ください。

○お問い合わせ 税務G（内線253）

（生活環境G（内線296））

※代理人申請の場合は、委任状が必要です。

・納税義務者の印鑑

（法人は代表者の登録印）

・証明手数料（現金）

（1件につき400円）

■納税証明書について

（町民税務課）

直売所に出荷販売している方は、農協からの清算書（販売伝票）を保存しておいてください。

なお、今年度も平成23年2月上旬に農業所得事前相談会を予定しています。

○農業所得の計算方法

収入金額—必要経費

II所得金額

※通帳からの引き落としでは経費の内容が分からぬことがありますので、必ず領収書や販売証明書などを受け取り、保存しておいてください。

○お問い合わせ 税務G（内線253）

（生活環境G（内線296））

○お問い合わせ 税務G（内線253）

（生活環境G（内線296））

■狂犬病予防注射はお済みですか

（建設環境課）

生後91日以上の飼い犬には毎年1回、狂犬病予防注射を受けることが法律によつて義務化されています。

今年度まだ注射をお済みでない方は、かかりつけの動物病院で必ず実施してください。

注射を実施しましたら、獣医師が発行する「注射済証明書」を建設環境課へ持参し、狂犬病予防注射済票の交付を受けることを忘れずに行ってください。

○お問い合わせ 生活環境G（内線296）

（生活環境G（内線296））

○お問い合わせ 税務G（内線253）

（生活環境G（内線296））

★開放事業「ほほえみキッズ」

12月の予定→8日（水）

【時間】10時30分～12時（11時45分～お楽しみ会）

【場所】子育て支援センター



★五霞幼稚園「未就園児教室」体験のお知らせ

平成23年度未就園児教室に参加するお友達を募集します。

詳しくは、幼稚園ホームページ

（http://www.goka.ed.jp/）をご覧ください。

五霞子育て支援センター 担当:小松

茨城県猿島郡五霞町元栗橋1563-3 ☎0280-84-3788



広告